**県民又は事業者からの施策に対する苦情の申し出に係る処理要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、島根県男女共同参画推進条例（平成１４年島根県条例第１６号。以下「条例」という。）第２０条第１項に規定する苦情の申出（以下「申出」という。）の処理に関し必要な事項を定める。

（申出者等）

第２条　申出を行う県民又は事業者（以下「申出者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

一　県民　県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者

二　事業者　県内において事業活動を行う者

（苦情）

第３条　苦情は、県（知事部局、教育委員会、公安委員会その他県の機関）が実施する施策に関する内容のものとする。

（窓口）

第４条　申出の窓口は、環境生活部環境生活総務課男女共同参画室とする。なお、男女共同参画室以外の部署に申出があった場合は、当該部署は男女共同参画室に連絡を取り、適切に対応するものとする。

（申出の方法）

第５条　申出については、次に掲げる事項を記載した書面、電子メールまたはファックスにより行うものとする。

一　申出書の氏名又は名称

二　申出者の住所又は所在地並びに電話番号（島根県内に住所を有しない者にあっては、通勤・通学している県内にある会社・学校等の所在地及び名称並びに電話番号）

三　苦情に関する県の施策

四　苦情の具体的内容

五　申出の年月日

（処理の方法）

第６条　窓口の男女共同参画室が申出を受け付けたときは、速やかに、当該申出に関する施策を担当する課（室）（以下「施策担当課」という。）に送付するものとする。

２　回付を受けた施策担当課は、男女共同参画室と協議をしながら、申出の処理を行うものとする。

３　男女共同参画室は、速やかに、島根県男女共同参画審議会苦情処理専門部会（以下「専門部会」という。）の意見聴取の手続きをとるものとする。

４　男女共同参画室は、専門部会から調査審議に必要な資料の提出または説明を求められたときは、速やかに、これに対応するものとする。

（個人情報の保護）

第７条　申出の処理に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。

（回答）

第８条　申出者に対しては、知事名の文書で回答するものとする。

２　回答に当たっては、施策担当課が処理案を作成し、男女共同参画室に合議するものとする。

３　回答は、前項の処理案により男女共同参画室が行い、原則として、男女共同参画室が申出を受け付けた日から１ケ月以内に行うものとする。

（報告及び公表）

第９条　申出の処理の状況について、専門部会に報告する。また、直近に開催される男女共同参画推進会議及び男女共同参画審議会に報告するとともに、年次報告として公表するものとする。

附　則

この要綱は、平成１４年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年６月３日から施行する。